

## 沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針

〔沿革〕平成17年6月13日総務部長決定。平成22年4月1日一部改正。平成25年4月1日一部改正。令和2年7月31日一部改正

〔平成17年6月13日付け総務部長決定〕

### 1 趣旨

この方針は、附属機関及び会合の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

- (1) この方針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関をいう。
- (2) この方針において「会合」とは、有識者等の意見を聴取し、当該意見を県の行政上の意思決定に参考とすることを主たる目的として、要綱等に基づき開催される連絡会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、連絡会、懇話会、研究会等の名称の如何にかかわらず、当該目的の下で開催される会合をいう。）をいう。

### 3 附属機関の設置

附属機関については、法律により設置が義務付けられているものを除き、その調査審議等の内容が次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

- (1) 県民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、県民、関係団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。
- (2) (1)に該当する者から個別の意見の聴取を行うのみでは不十分であること。
- (3) 他に当該審査事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

### 4 附属機関の委員の任命

附属機関の委員の任命に当たっては、その設置の目的に応じて、県民の幅広い意見

及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、附属機関の所掌事務に密接な関連を有する市町村、団体等を代表する者を任命する場合又は法令で委員の任命に関し特別の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 附属機関の委員の定数は、原則として15人以内とすること。
- (3) 委員の年齢については、各年代層からの幅広い意見を聴くことができるよう年齢層の構成に配慮すること。
- (4) 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き6年を超えないこと。
- (5) 原則として複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命することは行わないこと。ただし、附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者がその者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合は、この限りでないこと。
- (6) 委員の選任に当たっては女性の登用に努めること。
- (7) 附属機関は県行政に県民等の意見を反映させるために設置するものであることにかんがみ、附属機関の委員に県職員である者を任命しないこと。
- (8) 附属機関は執行機関に属するものであることにかんがみ、附属機関の委員に議決機関である議会の議員は任命しないこと。

## 5 附属機関の委員の公募による選任

県行政の意思形成過程に県民が直接に参加する機会を確保するため、各附属機関の設置目的等を勘案しつつ、原則として、委員について公募により選任するものとする。

## 6 附属機関の公開等

- (1) 附属機関の会議の公開は、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総人第287号。各部長あて総務部長名の通知文書）に定めるところにより行う。
- (2) 附属機関における審議の経過を明らかにするため、議事録又は議事概要等を作成するものとする。
- (3) 議事録及び議事概要等は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。
- (4) 附属機関は、県民等から直接に意見を聴取することが適当と認められるときは、意見陳述の機会を設けるなど十分に意見を聴くよう努めるものとする。

## 7 附属機関の設置等の見直し

既に設置されている附属機関で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を行う。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により設置する必要性が低下しているもの
- (3) 活動の実績が少ないもの又は実質的に休眠状態にあるもの
- (4) 開催されていても形式的で設置している効果が乏しいもの
- (5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的に相当することを達成することが可能なもの
- (6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

## 8 総務部長への合議等

- (1) 附属機関を設置し、廃止し又は統合しようとする場合には、事前に行政管理課長に協議するものとする。
- (2) 附属機関を設置し、廃止し又は統合する場合には、総務部長及び行政管理課長に合議するものとする。

## 9 会合の開催、運営等

- (1) 会合は、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等のための会合としての性格を有するものであることから、その開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に十分に留意するものとする。

ア 会合の開催、運営等に係る定めは、規則、訓令等の制度的な形式によってはならないこと。

イ 会合が附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決の手続又は会合の定足数を定めるなど）による運営を行ってはならないこと。

ウ 会合に係る要綱等の関係書類には、次に掲げる表現を用いてはならないこと。

- (ア) 当該会合が附属機関であると誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等を附した名称
- (イ) 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」、「具申する」等の表現
- (ウ) 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見」、「意見書」等の表現

- (エ) 附属機関の委員の任命手続と誤って受け取られるような「任命する」、「委嘱する」等の表現
- (2) 6及び7については、会合の開催、運営等について準用する。

## 10 会合の構成員の決定等

- (1) 会合の構成員の決定等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。
- イ 出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものであること。
- (2) 会合の構成員については、4及び5の趣旨を踏まえて、決定するものとする。

## 11 委任

この方針に定めるもののほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、行政管理課長が定めるものとする。

### 附 則

- 1 この方針は、平成18年4月1日から実施する。ただし、この方針のうち附属機関の委員の任命に係る部分については、平成18年4月1日以後の最初に行う改選から適用する。
- 2 この方針の実施の際に現に附属機関の委員にある者については、この方針の実施の日以後に任期が満了するまでの間、この方針は適用しない。

### 附 則 (平成22年4月1日総行第11号総務部長決定)

この決定は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成25年4月1日総行第133号総務部長決定)

この決定は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則 (令和2年7月31日総行第176号総務部長決定)

この決定は、令和2年7月31日から施行し、令和2年9月1日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。